

事業復活支援金 事前確認依頼書
【福山商工会議所 会員用】

事前確認
(1/2 枚目)

以下、必要事項を全てご記入および☑の上、上記までFAXしてください。(計2枚：本項及び事項) 受信後、事業所様の登録情報を確認し、当所より代表者様にご連絡いたします。

1. 事前確認依頼者情報

①事業形態 該当するものに☑	<input type="checkbox"/> 法人 (法人番号 (13桁) を記入：()) <input type="checkbox"/> 個人事業者等 (事業所得) <input type="checkbox"/> 個人事業者等 (主たる収入が雑所得・給与所得)		
②事業所名		③代表者名	
④電話番号		⑤代表者生年月日 (個人事業者等のみ記入)	(西暦)

※収集した個人情報は当事業復活支援金の申請手続き及び当所の会員管理や情報提供以外には使用しません。

※2営業日経っても当所より連絡がない場合は、お手数ですが当所までお電話ください (本紙未達の可能性があります)。

2. 事前確認の確認項目

(1) コロナの影響による売上減少の確認

事業復活支援金の給付は、新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断※aによらずに対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少している必要があります。

当てはまる影響について、申請時にマイページ上で選択する予定の項目に☑を入れてください。

◆需要の減少による影響

- ①国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- ②国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止に伴う、自らの財・サービスの個人消費の機会の減少
- ③消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行に伴う、自らの財・サービスの個人需要の減少
- ④海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制に伴う、自らの財・サービスの海外現地需要の減少
- ⑤コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少に伴う、自らの財・サービスの個人消費機会の減少
- ⑥顧客・取引先※bが①～⑤又は⑦～⑨のいずれかの影響を受けたことに伴う、自らの財・サービスへの発注の減少

◆供給の制約による影響

- ⑦コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な財・サービスの調達難
- ⑧国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な取引や商談機会の制約
- ⑨国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請に伴う、自らの財・サービスの提供に業務上不可欠な就業者の就業制約

※a「自らの事業判断」とは、例えば、要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更等が挙げられます。

※b「顧客・取引先」には、他社を介した間接的な顧客・取引先を含みます

次項へ続く

(2) 以下1～12を法人代表者または個人事業主本人が確認した上で、全ての口に漏れなく☑を入れてください。

事前確認
(2/2 枚目)

- 1. 当事業所は、福山商工会議所の会員です。
- 2. 福山商工会議所による事前確認は、「申請者が給付対象であるかどうかの判断を行わないこと」、並びに「支援金の給付を確約するものではないこと」を認識しています。
- 3. 事前に事業復活支援金ホームページから仮登録を行い、申請IDを取得しました。

申請ID (10桁)	C	申請ID取得時に 登録した電話番号	
------------	---	----------------------	--

- 4. この依頼は、事業復活支援金の「事前確認」の申し込みであり、「本申請」ではないことを認識しています。
- 5. 新型コロナウイルス感染症影響を受け、自らの事業判断によらずに売上が減少していたとしても、**対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少**しなければ（申請特例を用いる場合は、その該当要件を満たさなければ）、復活支援金の給付要件を満たさないことを認識しています。
- 6. 対象月の売上が基準月と比べて30%以上減少していたとしても、**復活支援金の趣旨・目的が妥当しない理由により売上が減少している場合、復活支援金の給付要件を満たさない**ことを認識しています。
 - <補足>・復活支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される売上が減少していることが必要である。
 - ・新型コロナウイルス感染症影響とは関係なく対象月の売上が減少している場合、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外 など、通常売上を得られない時期を対象月とすることで売上が減少している場合、売上計上基準の変更又は顧客との取引時期を調整している場合、行政機関の要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮又は法人成り若しくは事業承継の直後等の単に営業日数が少ない場合等は、給付要件を満たさない。
- 7. 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、復活支援金の給付対象ではないことを認識しています。
- 8. 「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は**給付対象外**であることを認識しています。
- 9. 今後、事業を継続及び立て直しをする意思を持っていない場合や事業の継続及び立て直しのための取組を対象月以降に継続的に行っていない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識しています。
- 10. 復活支援金の申請に関して、「事業に関する書類（確定申告書、帳簿書類、通帳）その他の中小企業庁又は事務局が定める証拠書類等」は**7年間保存する義務**があり、また、**当該書類等その他事務局が必要と認める書類等を事務局等から求められた場合に速やかに提出する必要がある**ことを認識しています。
- 11. 復活支援金の不正受給又は無資格受給を行った場合や書類の保存義務・提出義務を順守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合には、復活支援金の受給資格を失い返還等の義務を負うなどするほか、**特に不正受給の場合には受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表、刑事告発等の措置がとられることがある**ことを認識しています。
- 12. **代表者**又は個人事業者等本人が、上記並びに『**宣誓・同意書**』（様式1）を全て読んだ上で自署しました。事業復活支援金のための「事前確認」を依頼します。

記入日	代表者署名（自署）				
福山CCI 記入欄	担当者	□ TEL	□ 登録	□ 入力	□ 報告
	確認完了日				